

○国土交通省令第七十三号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 宮下 一郎

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省

関係省令の整備等に関する省令

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章・第一章の二 (略)

第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節～第三節 (略)

第四節 海上運送高度化事業(第二十条―第二十二條の二)

第五節 鉄道事業再構築事業(第二十三条―第二十六條の二)

第六節 (略)

第七節 地域旅客運送サービス継続事業(第三十三条―第三十六條の五の二)

第八節・第九節 (略)

第三章 再構築方針の作成等(第三十六條の二十四―第三十六條の二七)

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化(第三十七條―第四十四條)

第五章 新モビリティサービス事業の円滑化(第四十四條の二―第四十四條の五)

第六章 雑則(第四十五條―第四十七條)

附則

(法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更)

第九条 法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一 重要な資産の譲渡及び譲受

二 鉄道施設の整備及び維持管理に要する全ての費用の負担その他の措置(旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るための措置(法第二十九条の三第二項第一号に掲げる措置に該当するものに限る。))を講ずるためのものに限る。))に関する地方公共団体との協定の締結

改正前

目次

第一章・第一章の二 (略)

第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節～第三節 (略)

第四節 海上運送高度化事業(第二十条―第二十二條)

第五節 鉄道事業再構築事業(第二十三条―第二十六條)

第六節 (略)

第七節 地域旅客運送サービス継続事業(第三十三条―第三十六條の五)

第八節・第九節 (略)

第三章 新地域旅客運送事業(第三十七條―第四十四條)

第三章の二 新モビリティサービス事業(第四十四條の二―第四十四條の五)

第四章 雑則(第四十五條―第四十七條)

附則

(法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更)

第九条 法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、重要な資産の譲渡及び譲受とする。

(新設)

(新設)

(法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業の状況

三 前号の路線等において引き続き実施する運送(次号及び第八号において「継続旅客運送」という。)の内容

四(九 (略)

(法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるもの)

第九条の三 法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるものは、次に

掲げる措置の実施を促進する事業とする。

一 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善(法第二条第十三号ロ(2)に掲げるものに該当するものを除く。)

二 交通結節施設における乗降場の改善

三 旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供

四 ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化

五 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入

六 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

(法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

三 前号の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送(次号及び第八号において「継続旅客運送」という。)に係る運送機関の種類、態様その他の内容

四(九 (略)

(法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるもの)

第九条の三 法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるものは、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画

の改善(同号ホに掲げるものに該当するものを除く。)、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置(同号イからへまでに掲げるものと併せて行うものに限る。)とする。

(法第三条第二項第八号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項)

第九条の四 法第三条第二項第八号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(軌道運送高度化実施計画の変更の申請)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項の規定について準用する。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について準用する。

(道路運送高度化実施計画の変更の申請)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項)

第九条の四 法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(軌道運送高度化実施計画の変更の申請)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送高度化実施計画の変更の申請)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出について準用する。

(認定を要しない道路運送高度化実施計画の軽微な変更)

第十七条の二 法第十四条第七項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第十三条第二項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の道路運送高度化事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2 法第十四条第八項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

第十七条の三 (略)

(海上運送高度化実施計画の認定の申請)

第二十一条 (略)

2 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(海上運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

第二十二条 (略)

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げ

い。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

第十七条の二 (略)

(海上運送高度化実施計画の認定の申請)

第二十一条 (略)

2 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(海上運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

第二十二条 (略)

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げ

る事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(認定を要しない海上運送高度化実施計画の軽微な変更)

第二十二條の二 法第十九條第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十八條第二項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の海上運送高度化事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更
- 二 法第十八條第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更
- 2 法第十九條第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

第五節 (略)

(法第二十三條第一項の国土交通省令で定める者)

第二十三條 法第二十三條第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地域公共交通計画を作成した地方公共団体、鉄道事業再構築事業に係る区間において旅客鉄道事業を經營する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わつて引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者

二 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第二十五條 (略)

る事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(新設)

第五節 (略)

(法第二十三條第一項の国土交通省令で定める者)

第二十三條 法第二十三條第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地域公共交通計画を作成した地方公共団体、鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を經營する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わつて当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者

二 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第二十五條 (略)

- 2 前項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）
第二十六条（略）

- 2（略）
- 3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

- 4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

（認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽微な変更）

- 第二十六条の二 法第二十四条第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、法第二十三条第二項第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項の変更のうち、資金の内訳の変更その他の鉄道事業再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。

- 2 法第二十四条第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

- 2 前項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）
第二十六条（略）

- 2（略）
- 3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（新設）

第六節 (略)

(鉄道再生実施計画の届出)

第三十条 (略)

2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(鉄道再生実施計画の変更の届出)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者
- 二 当該路線等における運送を実施させようとする者

三 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 (略)

2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の

第六節 (略)

(鉄道再生実施計画の届出)

第三十条 (略)

2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の下欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

(鉄道再生実施計画の変更の届出)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者
- 二 前号の特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者が存する場合には、当該者

三 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 (略)

2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに

規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

(認定を要しない地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更)

第三十六条の二 法第二十七条の三第五項ただし書に規定する国土交通

省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の二第二項第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 法第二十七条の二条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2 法第二十七条の三第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)

第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

第三十六条の三・第三十六条の四 (略)

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合)

第三十六条の五 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。)

第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。)

第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七條の四の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の四の規定により道路運送法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の四の規定により道路運送法第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第三十六条の五の二 (略)

第八節 (略)

(貨客運送効率化実施計画の記載事項)

第三十六条の二・第三十六条の三 (略)

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合)

第三十六条の四 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。)

第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。)

第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七條の六の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の六の規定により道路運送法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の六の規定により道路運送法第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第三十六条の五 (略)

第八節 (略)

(貨客運送効率化実施計画の記載事項)

第三十六条の六 法第二十七条の六第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

第三十六条の七 法第二十七条の七第一項の規定により貨客運送効率化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第二十七条の六第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第四十五条第四項の規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八条第三項、鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項並びに貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第三項並びに第十九条第二項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条の八 法第二十七条の七第八項の規定により認定貨客運送効率化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に

第三十六条の六 法第二十七条の八第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

第三十六条の七 法第二十七条の九第一項の規定により貨客運送効率化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第二十七条の八第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項、鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第四十五条第四項並びに貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第三項並びに第十九条第二項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条の八 法第二十七条の九第八項の規定により認定貨客運送効率化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に

掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

(認定を要しない貨客運送効率化実施計画の軽微な変更)

第三十六条の八の二 法第二十七条の七第八項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の六第二項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の貨客運送効率化事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 法第二十七条の六条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2 法第二十七条の七第九項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の九 法第二十七条の七第三項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2～4 (略)

(法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の十 法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定める道路

掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の九 法第二十七条の九第三項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2～4 (略)

(法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の十 法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路

管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「貨客運送効率化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書（）」と、「以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書（）」とあるのは「貨客運送効率化事業につき規則第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が）」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

（法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十六条の十一 法第二十七条の七第六項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の七第六項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の十の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百

管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「貨客運送効率化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書（）」と、「以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書（）」とあるのは「貨客運送効率化事業につき規則第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が）」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

（法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十六条の十一 法第二十七条の九第六項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の九第六項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の十二の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第

八十三号) 第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

第三十六条の十二 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項(法第二十七条の七第三項に係るものに限る。)について準用する。

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

第三十六条の十三 法第二十七条の十四第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一三 (略)

(法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者)

第三十六条の十四 法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一二 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の公表)

第三十六条の十五 法第二十七条の十四第六項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進

百八十三号) 第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

第三十六条の十二 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項(法第二十七条の九第三項に係るものに限る。)について準用する。

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

第三十六条の十三 法第二十七条の十六第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一三 (略)

(法第二十七条の十六第三項の国土交通省令で定める者)

第三十六条の十四 法第二十七条の十六第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一二 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の公表)

第三十六条の十五 法第二十七条の十六第五項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進

事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請)

第三十六条の十六 法第二十七条の十五第一項の規定により地域公共交通利便増進実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第二十七条の十四第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第十四条第三項及び鉄道事業法第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(地域公共交通利便増進実施計画の変更の申請)

第三十六条の十七 法第二十七条の十五第五項の規定により認定地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に

事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請)

第三十六条の十六 法第二十七条の十七第一項の規定により地域公共交通利便増進実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第二十七条の十六第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(地域公共交通利便増進実施計画の変更の申請)

第三十六条の十七 法第二十七条の十七第五項の規定により認定地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に

掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

(認定を要しない地域公共交通利便増進実施計画の軽微な変更)

第三十六条の十七の二 法第二十七条の十五第五項ただし書に規定する

国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十四第二項第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 法第二十七条の十四条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2 法第二十七条の十五第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の十八 法第二十七条の十五第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは法第二十七条の十八第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国

掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の十八 法第二十七条の十七第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは法第二十七条の二十第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国

土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3・4 (略)

(法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の十九 法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通利便増進事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書」と、以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書」とあるのは「地域公共交通利便増進事業につき規則第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第三十六条の二十 法第二十七条の十五第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合には、道路管

土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3・4 (略)

(法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の十九 法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通利便増進事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書」と、以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書」とあるのは「地域公共交通利便増進事業につき規則第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第三十六条の二十 法第二十七条の十七第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合には、道路管

理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の十五第四項」と、同条第一号中「

法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の十八の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十八の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十八の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（申請書の送付手続）

第三十六条の二十一 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の十五第二項に係るものに限る。）について準用する。

（聴聞の特例）

第三十六条の二十二 地方運輸局長は、法第二十七条の十八第六項の規定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の十七第四項」と、同条第一号中「

法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の二十の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の二十の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の二十の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（申請書の送付手続）

第三十六条の二十一 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の十七第二項に係るものに限る。）について準用する。

（聴聞の特例）

第三十六条の二十二 地方運輸局長は、法第二十七条の二十第六項の規定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 〵 4 (略)

(共通乗車船券の届出)

第三十六条の二十三 法第二十七条の二十第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする旅客運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

一〵六 (略)

第三章 再構築方針の作成等

(交通手段再構築実証事業計画の記載事項)

第三十六条の二十四 法第二十九条の四第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、交通手段再構築実証事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項とする。

(交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議)

第三十六条の二十五 法第二十九条の四第四項の規定により交通手段再構築実証事業計画に係る協議の申出をしようとする再構築協議会は、同条第二項各号に掲げる事項を記載した協議書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同意に関する協議)

2 〵 4 (略)

(共通乗車船券の届出)

第三十六条の二十三 法第二十七条の二十二第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする旅客運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

一〵六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十六条の二十六 法第二十九条の四第七項において準用する同条第

(新設)

四項の規定により交通手段再構築実証事業計画の変更に係る協議の申出をしようとする再構築協議会は、次に掲げる事項を記載した協議書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 二 変更の理由

2 前項の協議書には、当該交通手段再構築実証事業計画に係る交通手段再構築実証事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)

第三十六条の二十七 前章第五節の規定は法第二十九条の九において法

(新設)

第三章第五節の規定を準用する場合について、前章第九節の規定は同条において法第三章第九節（法第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。）の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一号、第二十四条第一号並びに第三十六条の十三第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方公共団体」とあるのは「再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同条第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と読み替えるものとする。

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化

第三章 新地域旅客運送事業

(新地域旅客運送事業計画の認定の申請)

第三十八条 (略)

2 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第十六条第三項及び第二十五条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、第二十五条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二條第三項(同令第二十三條第三項及び第二十四條第三項)において準用する場合を含む。
()の規定は、第一項の規定による提出について準用する。

(認定を要しない新地域旅客運送事業計画の軽微な変更)

第三十九条の二 法第三十条第六項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十条第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の新地域旅客運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更
- 二 法第三十条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施時期の六月以内の変更

(新地域旅客運送事業計画の認定の申請)

第三十八条 (略)

2 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第十六条第三項及び第二十五条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二條第三項(同令第二十三條第三項及び第二十四條第三項)において準用する場合を含む。
()の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

- 2 法第三十条第七項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

第五章 新モビリティサービス事業の円滑化

（認定を要しない新モビリティサービス事業計画の軽微な変更）

第四十四条の四の二 法第三十六条の二第四項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十六条の二第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の新モビリティサービス事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更
 - 二 法第三十六条の二第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施時期の六月以内の変更
 - 2 法第三十六条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

第六章 雑則

（権限の委任）

第四十五条 法第三章第二節から第九節まで及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。

- 一 法第九条第三項の規定による認定、同条第八項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第九項の規定による取消に係るもの

第三章の二 新モビリティサービス事業

（新設）

第四章 雑則

（権限の委任）

第四十五条 法第三章第三節から第九節まで、第四章及び第五章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。

（新設）

二 法第十四条第三項の規定による認定、同条第九項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第十項の規定による取消しに係るもの（法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第六号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

三 法第十九条第三項の規定による認定、同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第十八条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている海上運送高度化実施計画に係るものに限る。）

四 法第二十四条第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定、法第二十四条第六項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出、法第二十四条第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による取消しに係るもの（法第二十三条第二項第五号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号、第五号の二及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三

一 法第十四条第三項の規定による認定、同条第八項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第九項の規定による取消しに係るもの（法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第六号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

二 法第十九条第三項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第十八条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている海上運送高度化実施計画に係るものに限る。）

三 法第二十四条第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十三条第二項第六号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可若しくは同法第十六条第三項の規定による届出（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

項若しくは第十七条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

五・六（略）

七 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項の規定による変更の届出、同条第七項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域旅客運送サービス継続実施計画に係るもの又は道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十五号に掲げるものを除く。）又は同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

四・五（略）

六 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域旅客運送サービス継続実施計画に係るもの又は次に掲げるものに限る。）

イ

鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。）又は同法第十六条第三項若しくは第十七条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）

ロ

軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による特許、同法第十五条、第十六条第一項若しくは第二十二条ノ二の規定による許可又は同法第十一条第一項若しくは第二十二条の規定による認可（軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。）

ハ

道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十五号

八 法第二十七条の七第三項の規定による認定、同条第九項の規定による変更の届出、同条第十項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第十一項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の六第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第二項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている貨客運送効率化実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。）

イ、ホ（略）

九 法第二十七条の十五第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定、法第二十七条の十五第六項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出、法第二十七条の十五第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条の十五第二項の規定による変更の認定及び同条第八項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の十四第二項第五号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増進実施計画に係るもの、法第二十七条の十四第三項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する事項を記載した地域公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。）

イ、ハ（略）

十 法第二十七条の十八第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七条に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業

に掲げるものを除く。）又は同法第九条第三項の規定による届出（同法第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）

七 法第二十七条の九第三項の規定による認定、同条第九項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第十項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の八第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第二項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている貨客運送効率化実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。）

イ、ホ（略）

八 法第二十七条の十七第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の十六第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第二項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。）

イ、ハ（略）

九 法第二十七条の二十第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七条に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業

が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。）

十一 法第二十七条の十八第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令（道路運送法施行令第一条第一項第三十一号に掲げるものを除く。）

十二 法第二十七条の十八第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

十三 法第二十九条の四第四項の規定による同意及び同条第七項において準用する同条第四項の規定による変更の同意に係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ 鉄道事業法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）

ロ 道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）又は同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）

十四 法第二十九条の六第二項の規定による届出に係るもの（鉄道事業法第十六条第三項又は第十七条の規定による届出（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）に限る。）

十五 法第二十九条の七第二項の規定による届出に係るもの（道路運送法第九条第三項の規定による届出（道路運送法施行令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に限る。）

十六 (略)

十七 法第三十条第八項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ・ロ (略)

十八 法第三十条第九項の規定による取消しに係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ・ロ (略)

が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。）

十一 法第二十七条の二十第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令（道路運送法施行令第一条第一項第三十一号に掲げるものを除く。）

十二 法第二十七条の二十第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

(新設)

(新設)

(新設)

十三 (略)

十四 法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ・ロ (略)

十五 法第三十条第八項の規定による取消しに係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ・ロ (略)

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。）

二 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第七項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）

三 法第二十七条の七第三項の規定による認定及び同条第十項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限る。）

四 法第二十七条の十五第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定及び法第二十七条の十五第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条の十五第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）

五 法第二十七条の十八第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

六・七 （略）

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第十二項、第六条第八項、第七条の二第三項及び第三十六条の四第七項の助言に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第八項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。）

二 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）

三 法第二十七条の九第三項の規定による認定及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限る。）

四 法第二十七条の十七第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）

五 法第二十七条の二十第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

六・七 （略）

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第十二項、第六条第六項、第七条の二第三項及び第三十六条の四第七項の助言に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長

及び海事事務所長も行うことができる。

4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条第三項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による報告、法第二十八条第四項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことができる。

（書類の提出）

第四十六条（略）

2（略）

3 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書であつて法第三章第二節及び前条第二項各号に掲げるもの（同項第七号に掲げるものにあつては、貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第三号に規定する鉄道運送（第七項及び第八項において「鉄道運送」という。）のみに係る事案又は内航運送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事案に係るもの）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

4（略）

別表第一（第十六条及び第十七条関係）

規定	事項	書類
法第十五条 道路運送法第四 条第一項の許可 （一般乗合旅客 自動車運送事業 に係るものに限 る。）に係る部 分	道路運送法第五 条第一項各号に 掲げる事項	道路運送法施行 規則第六条第一 項各号に掲げる 書類
道路運送法第九	道路運送法施行	道路運送法施行

及び海事事務所長も行うことができる。

4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条第三項の規定による報告、同条第四項の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことができる。

（書類の提出）

第四十六条（略）

2（略）

3 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書であつて法第三章第二節及び前条第一項各号に掲げるもの（同項第七号に掲げるものにあつては、貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第三号に規定する鉄道運送（第七項及び第八項において「鉄道運送」という。）のみに係る事案又は内航運送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事案に係るもの）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

4（略）

別表第一（第十六条及び第十七条関係）

規定	事項	書類
法第十五条 道路運送法第四 条第一項の許可 （一般乗合旅客 自動車運送事業 に係るものに限 る。）に係る部 分	道路運送法第五 条第一項各号に 掲げる事項	道路運送法施行 規則第六条第一 項各号に掲げる 書類

別表第二の二(第二十五条及び第二十六条関係)

規定	事項	書類
法第二十五条第一項 (略)	(略)	(略)
鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項	
鉄道事業法第十六条第四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十三条第二項に規定する書類
鉄道事業法第十六条第八項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同令第三十三条第一項各号に掲げる事項	
鉄道事業法第十七条の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十五条第一項各号及び第三項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十五条第二項各号に掲げる書類及び図

条第四項の届出に係る部分	規則第九条第一項各号に掲げる事項	規則第九条第二項に規定する書類
道路運送法第九条の三第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十条の五第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十条の五第二項に規定する書類

別表第二の二(第二十五条及び第二十六条関係)

規定	事項	書類
法第二十五条第一項 (略)	(略)	(略)
鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条各号に掲げる事項	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第三の二(第三十五条及び第三十六条関係)			別表第三(第三十条関係)		
規定	事項	書類	規定	事項	書類
			法第二十七條 第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第七條 則第八條第二項各号に掲げる事項	書類
			鉄道事業法第十六條第三項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條第一項各号に掲げる事項	
			鉄道事業法第十六條第四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條第一項各号に掲げる事項	書類 規則第三十三條第二項に規定する書類
			鉄道事業法第十六條第八項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項	

別表第三の二(第三十五条及び第三十六条関係)			別表第三(第三十条関係)		
規定	事項	書類	規定	事項	書類
法第二十七條の四第一項	鉄道事業法第三條第一項の許可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七條第一	法第二十七條 第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第七條 則第八條第二項各号に掲げる事項	書類 規則第七條第二
	鉄道事業法第三條第一項の許可に係る部分	鉄道事業法第四條第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法第十六條第四項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第七條第一項の認可	鉄道事業法施行規則第七條第一	鉄道事業法第十六條第三項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條各号に掲げる事項	書類 規則第七條第二

に係る部分	鉄道事業法第七 条第三項の届出 に係る部分	鉄道事業法第十 六条第一項の認 可に係る部分	鉄道事業法第十 六条第三項の届 出に係る部分	鉄道事業法第十 六条第四項の届 出に係る部分	鉄道事業法第十 七条の届出に係 る部分	鉄道事業法第二 十六条第一項の 認可に係る部分	鉄道事業法第二 十六条第一項の 認可に係る部分
項各号に掲げる 事項	鉄道事業法施行 規則第八條第二 項各号に掲げる 事項	鉄道事業法施行 規則第三十二條 第二項各号に掲 げる事項	鉄道事業法施行 規則第三十三條 各号に掲げる事 項	鉄道事業法施行 規則第三十四條 第二項において 準用する同令第 三十三條各号に 掲げる事項	鉄道事業法施行 規則第三十五條 第一項各号及び 第三項各号に掲 げる事項	鉄道事業法施行 規則第三十九條 第一項各号に掲 げる事項	鉄道事業法施行 規則第三十九條 第一項各号に掲 げる事項
項に規定する書 類及び図面		鉄道事業法施行 規則第三十二條 第三項に規定す る書類			鉄道事業法施行 規則第三十五條 第二項各号に掲 げる書類及び図 面	鉄道事業法施行 規則第三十九條 第二項各号に掲 げる書類	鉄道事業法施行 規則第三十九條 第二項各号に掲 げる書類

<p>分 軌道法第十一条 第一項（荷物運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則 第二十二條第一項に規定する事由</p>	<p>軌道法施行規則 第二十二條第二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条 第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則 第二十一條第一項に規定する事項</p>	
<p>軌道法第十一条 第二項（国土交通省令を以て定める料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則 第二十一條第三項に規定する事項</p>	
<p>軌道法第十一条 第二項（国土交通省令を以て定める料金の変更</p>	<p>軌道法施行規則 第二十二條第三項に規定する事由</p>	

法第二十七 条の四第一 項		(略)	道路運送法第九 条第六項の届出 に係る部分	(略)	道路運送法第三 十六條第二項の 認可に係る部分
(略)		(略)	道路運送法施行 規則第十條第三 項各号に掲げる 事項	(略)	道路運送法施行 規則第二十三條 第一項各号に掲 げる事項
(略)		(略)		(略)	道路運送法施行 規則第二十三條 第二項各号に掲 げる書類及び図 面

法第二十七 条の六第一 項		(略)	道路運送法第九 条第五項の届出 に係る部分	(略)	道路運送法第七 十九條の登録に 係る部分
(略)		(略)	道路運送法施行 規則第十條第三 項各号に掲げる 事項	(略)	道路運送法第七 十九條の二第一 項各号に掲げる 事項
(略)		(略)		(略)	道路運送法施行 規則第五十一條 の三各号に掲げ る書類
(略)		(略)	軌道法第二十二 条ノ二の許可に 係る部分	(略)	軌道法第二十二 条の認可に係る 部分
(略)		(略)	軌道法施行規則 第二十八條第一 項及び第二項に 規定する事項	(略)	軌道法施行規則 第二十六條に規 定する事項
(略)		(略)	軌道法施行規則 第二十八條第二 項に規定する書 類	(略)	軌道法施行規則 第二十六條各号 に掲げる書類
(略)		(略)	軌道法第十六條 第一項（軌道の 譲渡に係る部分 に限る。）の許 可に係る部分	(略)	軌道法第十六條 第一項（軌道の 譲渡に係る部分 に限る。）の許 可に係る部分
(略)		(略)		(略)	軌道法施行規則 第二十五條第一 項各号に掲げる 書類
(略)		(略)		(略)	に係るものに限 る。）の届出に 係る部分

別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）

規定	事項	書類
法第二十七條の八第一項 鉄道事業法第十六條第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條第一項各号に掲げる事項	(略)
法第二十七條の九 道路運送法第九條第六項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項	(略)
法第二十七條の十 道路運送法第九條第六項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項	(略)

別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）

規定	事項	書類
法第二十七條の十第一項 鉄道事業法第十六條第四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條各号に掲げる事項	(略)
法第二十七條の十一 道路運送法第九條第五項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項	(略)
法第二十七條の十二 道路運送法第九條第五項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項	(略)

の十一	法第二十七條	第一項	法第二十七條	法第二十七條	第二項	前段	法第二十七條	第一項	法第二十七條	第二項	前段
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三の四（第三十六條の十六及び第三十六條の十七関係）

規定	法第二十七條	事項	書類
(略)	(略)	(略)	(略)
の十六	鐵道事業法第十六條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第三十三條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第三十三條第二項に規定す

の十三	法第二十七條	第一項	法第二十七條	法第二十七條	第二項	前段	法第二十七條	第一項	法第二十七條	第二項	前段
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三の四（第三十六條の十六及び第三十六條の十七関係）

規定	法第二十七條	事項	書類
(略)	(略)	(略)	(略)
の十八	鐵道事業法第十六條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第三十三條各号に掲げる事項	

別表第三の五(第三十六條の二十五及び第三十六條の二十六關係) 規定 法第二十九條の六第 一 九 六 第 一 項 の 認 可 に 係 る 部 分 事 項 鐵 道 事 業 法 施 行 規 則 第 七 條 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 書 類 鐵 道 事 業 法 施 行 規 則 第 七 條 第 二 項 に 規 定 す る 書 類	法第二十七條の十九 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	鐵道事業法第十六條第八項の届出に係る部分 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道事業法施行規則第十條の五第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道事業法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)	項 鐵道事業法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)	項 鐵道事業法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)
	法第二十七條の十九 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	鐵道事業法第十六條第八項の届出に係る部分 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の三第三項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條の五第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の三第三項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)	項 鐵道運送法第九條の三第三項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)
	法第二十七條の十九 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	鐵道事業法第十六條第八項の届出に係る部分 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の三第三項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條の五第一項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の三第三項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)	項 鐵道運送法第九條の三第三項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條の五第二項に規定する書類 (略)

(新設)

法第二十七條の二十 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	法第二十七條 (略)	鐵道事業法第十六條第四項の届出に係る部分 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同令第三十三條各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の五第五項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の五第五項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項 (略)	項 鐵道運送法第九條の五第五項の届出に係る部分 鐵道運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項 (略)
------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---	--	--	--	--

一 項	法第二 十九條 の七第 一項										
道路運送法第四條	道路運送法第一項の許可に係る部分	道路運送法第九條	道路運送法第一項の認可に係る部分	道路運送法第十五條第一項の認可に係る部分	道路運送法第七十九條の登録に係る部分	道路運送法第七十九條の七第一項の変更登録に係る部分					
道路運送法第五條	道路運送法第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四條第一項各号に掲げる事項	道路運送法第七十九條の二第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一條の十一第一項各号に掲げる事項					
類及び図面	道路運送法施行規則第六條第一項各号に掲げる書類	道路運送法施行規則第八條第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十四條第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十四條第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第五十一條の三各号に掲げる書類	道路運送法施行規則第五十一條の十一第二項各号に掲げる書類					

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第二条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(旅客運賃等の届出)</p> <p>第三十三条 法第十六条第三項又は第四項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)設定(変更)届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等を適用する路線の区間(法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出に係るものに限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 適用する期間その他の条件を付す場合には、その条件</p> <p>2 法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、原価計算書その他の旅客運賃等の額の算出の基礎を記載した書類及び前項に規定する事項について法第十六条第四項に規定する協議会において協議が調っていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(収支の状況の公表)</p> <p>第三十三条の二 法第十六条第七項の規定による収支の状況の公表は、毎事業年度の終了後八月以内に行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。</p> <p>(旅客の料金の届出)</p> <p>第三十四条 法第十六条第八項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(旅客運賃等の届出)</p> <p>第三十三条 法第十六条第三項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)設定(変更)届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件</p> <p>(新設)</p> <p>(旅客の料金の届出)</p> <p>第三十四条 法第十六条第四項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p>

2 第三十三条第一項の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。

(権限の委任)

第七十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 一七 (略)

七の二 法第十六条第四項及び第八項の規定による届出の受理

八 一六 (略)

2 法に規定する国土交通大臣の権限(前項各号に掲げるものを除く。

一)で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第十六条第九項の命令(国土交通大臣の認可又は国土交通大臣

への届出を要する事項に係るものを除く。)

二 一六 (略)

2 前条の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。

(権限の委任)

第七十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 一七 (略)

七の二 法第十六条第四項の規定による届出の受理

八 一六 (略)

2 法に規定する国土交通大臣の権限(前項各号に掲げるものを除く。

一)で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第十六条第五項の命令(国土交通大臣の認可又は国土交通大臣

への届出を要する事項に係るものを除く。)

二 一六 (略)

(道路運送法施行規則の一部改正)

第三条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(事業計画) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。) (以下「地域公共交通会議等」という。)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(地域公共交通会議の構成員) 第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。</p> <p>一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長</p> <p>二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>三 住民又は旅客</p> <p>四 地方運輸局長</p> <p>五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通</p>
改正前	<p>(事業計画) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について第九条の二に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(新設)</p>

会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

(申請書に添付する書類)

第六条 (略)

2 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、地域公共交通会議等における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3 5 (略)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条第四項に規定する協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

(申請書に添付する書類)

第六条 (略)

2 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、第九条の二に規定する地域公共交通会議又は協議会における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3 5 (略)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第七項各号に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要がないと認めるとき。

（削る）

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要がないと認めるとき。

（法第九条第四項の協議が調つたとき）

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

（削る）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十条 (略)

2 (略)

3 法第九条第六項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、運賃(第一項第一号ハに掲げるものを除く。)にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

一五 (略)

4 次に掲げる場合には、前項中「運賃(第一項第一号ハに掲げるものを除く。)」にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第七項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたととき。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請)

第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

3 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る第四十九条に規定する特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十条 (略)

2 (略)

3 法第九条第五項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、運賃(第一項第一号ハに掲げるものを除く。)にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

一五 (略)

4 次に掲げる場合には、前項中「運賃(第一項第一号ハに掲げるものを除く。)」にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたととき。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請)

第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は

掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一（略）

二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四（略）

2 前項の申請書には、原価計算書その他運賃等の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3 申請する運賃等が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条の四（略）

2 法第九条の三第五項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一（略）

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第十条の五 法第九条の三第三項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域
- 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明

、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一（略）

二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃及び料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四（略）

2 前項の申請書には、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3 申請する運賃及び料金が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条の四（略）

2 法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一（略）

（新設）

示すること。)

四 適用する期間又は区域その他の条件を付す場合には、その条件
五 実施予定日

2 前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条の第三
三項に規定する協議会において協議が調っていることを証する書類を
添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日
前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該区域について他の一般乗用旅客自動車運送事業者が現に適用
している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条の三第六項において準用する
法第九条第七項第二号又は第三号に該当しないものとして地方運輸
局長が必要がないと認めたととき。

(法第二十条第二号の関係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地
域公共交通会議等の構成員とする。

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書
類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公
共交通計画)

五 十四 (略)

(法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていない

(法第二十条第二号の関係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地
域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書
類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協
議会(以下「地域公共交通会議等」という。)において協議が調つ
ていることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合に
あつては、同号の地域公共交通計画)

五 十四 (略)

(法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていない

ときは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

一 地域公共交通会議等において協議が調っているとき。

二 (略)

(申請者に対する意見聴取)

第五十一条の八 地域公共交通会議を主宰する市町村長若しくは都道府県知事又は協議会を組織する地方公共団体は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議等において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

ときは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

一 地域公共交通会議、協議会又は運営協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。)において協議が調っているとき。

二 (略)

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等

2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(利害関係人)

第五十六条 法第八十九条に規定する利害関係人（次条において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可
又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可の申請者

二・三 (略)

(法第九十一条の二第二項の関係者)

第六十条の六 法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める関係者は、法第九条第四項の協議を行う必要があると認めるときにあつては同項に規定する協議会の構成員とし、法第七十九条の四第一項第五号の協議を行う必要があると認めるときにあつては地域公共交通会議等の構成員とする。

(利害関係人)

第五十六条 法第八十九条に規定する利害関係人（次条において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可
又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する認可の申請者

二・三 (略)

(法第九十一条の二第二項の関係者)

第六十条の六 法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

(国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則(令和二年国土交通省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの) 第五条 法第十条第三項第三号(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 計画区域の存する市町村(地域公共交通計画を作成していないものに限る。)が道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第四条第二項に規定する地域公共交通会議を組織している場合 当該地域公共交通会議</p> <p>三 (略)</p> <p>(共同経営に関する協定の内容の軽微な変更) 第八条 法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第九条第一項各号に掲げる事項に係る変更のうち、協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等、計画区域又は共同経営の対象とする路線等の名称の変更その他の共同経営計画の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの) 第五条 法第十条第三項第三号(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 計画区域の存する市町村(地域公共交通計画を作成していないものに限る。)が道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第九条の二に規定する地域公共交通会議を組織している場合 当該地域公共交通会議</p> <p>三 (略)</p> <p>(共同経営に関する協定の内容の軽微な変更) 第八条 法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更</p> <p>二 基盤的サービスに係る事業の改善に係る目標に関する数値の変更</p> <p>その他共同経営計画に記載された数値の変更であつて、当該共同経営計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更</p>

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第十八条及び第十九条関係）		
規定	事項	書類
法第 二十 四 条	(略)	(略)
鐵道事業法 第十六条第 三項の届出 に係る部分	鐵道事業法施 行規則第二十 三条第一項各 号に掲げる事 項	

改正前

別表第一（第十八条及び第十九条関係）		
規定	事項	書類
法第 二十 四 条	(略)	(略)
鐵道事業法 第十六条第 三項の届出 に係る部分	鐵道事業法施 行規則第二十 三条各号に掲 げる事項	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

(道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第五十一条の七第一号に規定する運営協議会は、第三条の規定による改正後の道路運送法施行規則第四条第二項に規定する地域公共交通会議とみなす。